

●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20)

●編集 秘書広報課

●電話 075(931)1111

該当者のうち65歳以上の方などには直接お届けします

3月1日から地域振興券が使用できます

地域振興券取扱店のポスターを表示した向日市内店舗等で

地域振興券交付事業が、いよいよスタートします。この事業は、若い親の層の子育てを支援し、高齢者層等の経済的負担を軽減し、個人消費の喚起・地域経済の活性化を図ることを目的としています。

該当者のうち65歳以上の方などには、3月1日から3月31日までの間に、市職員が直接ご自宅等へお届けします。

地域振興券は、取扱店のポスターを表示した向日市内の店舗等でお使いください。

地域振興券の交付対象者・申請・交付

Table with 3 columns: 交付対象者(平成11年1月1日現在で、下記の要件に該当する方), 申請, 交付. It lists various categories of recipients and their corresponding application and delivery procedures.

(注1) 交付対象者のうち、2のアの一部、3、4の方が扶養されている場合は、扶養している方の平成10年度個人市町村民税が非課税であること。(注2) 地域振興券の交付は、8月31日まで、市役所本館1階会計課で引き換えてできます。(注3) 交付対象者は、交付日現在向日市に住所を有している方。

地域振興券の使用方法

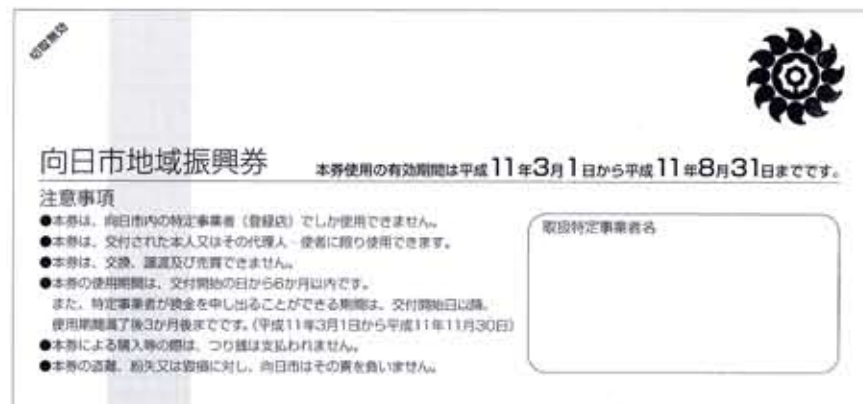
地域振興券の額面は1,000円で、交付された本人及びその代理人が地域振興券取扱店のポスターを表示した市内の店舗等(特定事業者)において、物品の購入等の支払いとして使用できます。

- 使用できる期間は、3月1日(月)から8月31日(火)までです。ただし、次のような場合は、使用することはできません。(1) 国及び地方公共団体等への支払(例 税金、各種会館使用料、電気・ガス・上下水道料金、公営ギャンブル、宝くじ等)(2) 次の条件に該当する取引の対価への支払・出資、有価証券の購入、債務の支払等消費にあたらぬもの・商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の購入

使用期間 平成11年3月1日～8月31日



地域振興券の表面



地域振興券の裏面



地域振興券取扱店にはこのポスターが表示されています

地域振興券取扱店のポスターは3、4頁に掲載されています。お問い合わせは、地域振興券推進本部(内線510)まで

地域振興券の使用できる場所は

地域振興券取扱店のポスター(上を参照)を表示した市内の店舗等(特定事業者)において使用できます。

地域振興券取扱店には、小売業(各種商品・衣料・身の回り品・飲食料品・自動車・自転車・家具什器・その他の小売)飲食業(一般飲食店、その他の飲食店)運輸通信業(鉄道、道路旅客、道路貨物、倉庫、運輸サービス)建設業(総合工事、職別工事、設備工事)サービス業(洗濯、理容美容、浴場、駐車場、生活関連サービス、自動車整備、機械・家具修理、物品賃貸、専門サービス、協同組合、事業サービス、廃棄物処理、医療)などがあります。